



死亡災害等速報

長野労働局

災害発生月	令和5年8月
事業の種類	製造業
災害の概要 (注1)	<p>被災者がフォークリフトを運転していたところ、後輪が側溝に脱輪し、フォークリフトが横転した。その際、被災者は機体から投げ出され、横転したフォークリフトのヘッドガードと地面の間に頭部がはさまれた。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>◎ 自走式の荷役・運搬機械(以下「フォークリフト」という。)を用いた作業を行うときは、作業場所の広さや地形の状況のほか、フォークリフトの能力、荷の種類及び形状等を勘案し、フォークリフト作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を実施すること。</p> <p>◎ フォークリフトを用いた作業を行うときは、制限速度を定めこれを労働者に遵守させること。</p> <p>◎ フォークリフトの運転技能を向上させるための教育、及び労働災害防止等の安全教育を定期に実施すること。特にフォークリフトは作業方法を一度誤ると重篤な災害につながりやすいことから、関係労働者に対し、以下の点について徹底させるよう教育すること。</p> <p>【フォークリフト作業方法(一例)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 走行中、急旋回しないこと。また、シートベルトを装備しているフォークリフトを運転する際は、必ずシートベルトを着用すること。 ・ (大型の荷を運搬する場合等)運転者の視野が妨げられるときは、後進運転をすること。この場合には誘導者の配置等措置を講じること。 ・ 傾斜面の下り走行をする場合は、制限速度を超過しないよう運転すること。 ・ 荷を積載して走行するときは、必ずマストを後傾すること。 ・ 荷を積載して、勾配が急な傾斜面を走行するときは、登りは前進で、下りは後進で走行すること。 <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>○ <u>荷役、運搬機械の安全対策について(昭 50.4.10 基発第 218 号)</u></p> <p>○ <u>フォークリフトによる労働災害防止対策(長野労働局 HP)</u></p> <p>フォークリフトは、様々な場面で使用される便利な道具ですが、重篤な災害を引き起こしうる機械です。有資格者による運転、特定自主検査等の検査・点検の実施、用途外使用(フォーク上での作業等)の禁止、人との接触防止措置を講じるなど基本的な事項を守り、安全な使用をお願いします。</p> 

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない。

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。